

令和8年度EVバッテリー再利用市場参入促進事業委託業務仕様書

1 目的

EVは高性能なバッテリーを搭載しているものの、一定年数経過後のバッテリー性能が不透明なために国内での中古車評価が低く、その多くが海外へ流出している状況であり、貴重なリユース・リサイクル資源が得られないばかりでなく、脱炭素化を推進していく観点からも問題となっている。

また、EVの有効活用は、脱炭素化に加え、災害時の非常電源としての利用やガソリンスタンド減少への対応、更には、バッテリーの再利用・リサイクルビジネスの新たな展開など幅広い可能性を有している。

このため、愛媛県では、令和7年10月に「えひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会」を設立し、多様な企業・団体の技術や知見等を取り入れた官民共創の下、①新車・中古EVの普及、②EV使用済バッテリー再利用市場の活性化、③バッテリーリサイクル促進のそれぞれのフェーズにおける活動を活発化させ、国内初となる「地域完結型EV資源循環モデル」構築を目指している。

本業務では、「②EV使用済バッテリー再利用市場の活性化」のフェーズにおいて、県内企業のEVバッテリーを活用した製品開発等を支援することにより、EVバッテリー再利用市場への参入を促進することを目的とする。

2 業務内容等

(1) 業務内容

EVバッテリーに係る専門的知見を有する技術者による技術指導等を通じて、県内企業におけるEVバッテリーを活用した新製品の開発を支援し、今後大きな成長が見込まれるEVバッテリー市場への県内企業の参入を後押しする。

① EVバッテリーを再利用した県内企業の新製品開発等の支援

ア. EVバッテリー活用に係る基礎的知識の習得

a. 事業内容

バッテリーを活用した製品開発に関心を持つ県内企業等の裾野を広げるため、バッテリーリユース市場の成長予測や中古バッテリーの特性（性能や安全性等）、開発分野の可能性等の基礎的知識を習得するために必要な研修を実施すること。

b. 開催回数

3回以上（オンライン研修を含む）

c. 支援対象者

EVバッテリーの再利用に関心をもつ県内企業等（10社程度）

d. 支援対象者の募集・決定

愛媛県及びえひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会と連携し、支援対象者の募集及び決定を行うこと。

イ. 企業の製品開発ニーズに合わせた個別伴走指導

a. 事業内容

県内企業の製品開発の検討状況に合わせて、先行して開発されている製品を用いて、OJTを中心とした個別指導を実施すること。

実施にあたっては、中古バッテリーを安全に組み込むための制御システムの仕組みの解説や、製品製造に欠かせない工程作業表、製造仕様書及びパーツフローチャートの作成手法など、実践に即した指導を行うこと。

b. 実施期間

6か月間程度

c. 支援対象者

EVバッテリーを活用した製品開発を具体的に検討している県内企業等（3社程度）

d. 支援対象者の募集・決定

愛媛県及びえひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会と連携し、支援対象者の募集及び決定を行うこと。

② 業務報告書の作成

業務内容及び成果を整理した報告書（全体版及び概要版）を作成すること。

(2) 事業の進捗報告

進捗状況及び以降の取組みの予定について、3か月に1回を目処に県に報告すること。

3 えひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会との連携

本業務の効果を最大限発揮するため、業務実施にあたっては、えひめEVサーキュラーエコノミー推進協議会との連携を図ること。

4 業務実施体制

(1) 受託者は、本事業を円滑に行うため、必要かつ適切な人員配置を行うこととし、本事業の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、愛媛県へ報告すること。

なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ愛媛県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。

(2) 愛媛県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。

(3) 愛媛県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

5 その他留意事項

(1) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権」という。)に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金を含むこととする。愛媛県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(2) 著作権等

- ア. 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利については、愛媛県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- イ. 受託者は、愛媛県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- ウ. 愛媛県は、成果物を使用するにあたって、受託者を表示することを要しないものとする。
- エ. 受託者は、本事業の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を愛媛県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- オ. 前項において愛媛県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に愛媛県の承諾を得るものとする。
- カ. 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(3) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記1「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本事業に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 既存技術等の取扱い

受託者又は受託者が本事業の実施にあたり利用する第三者(以下「関係事業者」という。)が、本事業の実施前から保有する技術、ノウハウ、データ、ソフトウェアその

他の知的財産（以下「既存技術等」という。）については、本事業の成果物に含まれる場合であっても、当該既存技術等に係る権利は受託者又は関係事業者に留保されるものとする。

また、愛媛県は、当該既存技術等について、受託者の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は本事業の目的以外に利用してはならない。

なお、当該既存技術等については、5(2)の規定は適用しない。

(6) 成果物の公開及び利用範囲

本事業により作成される成果物については、その内容に応じて以下の区分を設けるものとする。なお、技術ノウハウ、評価手法、ソフトウェア仕様その他受託者又は関係事業者の競争上重要な情報については、原則として非公開情報として取り扱うものとする。

①公開可能情報

②限定公開情報（えひめE Vサーキュラーエコノミー推進協議会構成員等に限定して共有する情報）

③非公開情報（技術ノウハウ、評価手法、ソフトウェア仕様等）

非公開情報及び限定公開情報の範囲については、受託者と愛媛県が協議の上決定するものとし、愛媛県は、当該情報について受託者の承諾なく第三者に開示してはならない。

(7) 第三者提供の制限

愛媛県は、本事業の成果物（既存技術等を含む場合を含む。）を第三者に提供し、又は他の事業に利用する場合には、事前に受託者の承諾を得るものとする。

(8) 他事業成果の利用

受託者又は関係事業者が、国又は他の機関から受託した事業の成果を本事業において活用する場合には、当該事業に係る契約条件及び法令を遵守するものとする。この場合における成果物の開示範囲及び利用条件については、当該契約条件を優先するものとする。

(9) その他

ア．愛媛県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

イ．本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と愛媛県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、愛媛県の指示によるものとする。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。